

# 株式交換に係る事後開示書面

(会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に基づく法定備置書類)

2020年2月3日

日本電産株式会社

日本電産エレシス株式会社

2020年2月3日

## 株式交換に係る事後開示事項

京都市南区久世殿城町 338 番地

日本電産株式会社

代表取締役社長執行役員（最高執行責任者）吉本 浩之

神奈川県川崎市幸区新川崎 2 番 8 号

日本電産エレシス株式会社

代表取締役社長 武部 克彦

日本電産株式会社（以下、「日本電産」といいます。）と日本電産エレシス株式会社（以下、「日本電産エレシス」といいます。）は、2019年12月7日付株式交換契約に基づき、2020年2月1日を効力発生日として、日本電産を株式交換完全親会社、日本電産エレシスを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行いました。会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

### 記

#### 1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

本株式交換が効力を生じた日は2020年2月1日です。

#### 2. 株式交換完全子会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第190条第2号）

##### （1）会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定に基づく請求を行った日本電産エレシスの株主はおりませんでした。

##### （2）会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

##### ①会社法第785条の規定による手続の経過

日本電産エレシスは、会社法第785条第3項の規定により、株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社である日本電産の商号及び住所を、2020年1月8日発送の

通知書により通知しました。なお、会社法第785条第1項の規定に基づき株式の買取請求をした日本電産エレシスの株主はおりませんでした。

#### ②会社法第787条の規定による手続の経過

日本電産エレシスにおいて会社法第787条の定めに該当する新株予約権者はなく、同条の規定による手続について、該当事項はありません。

#### ③会社法第789条の規定による手続の経過

日本電産エレシスにおいて会社法第789条第1項第3号の定めに該当する債権者はなく、同条の規定による手続について、該当事項はありません。

### 3. 株式交換完全親会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第190条第3号）

#### （1）会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

本株式交換は、会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、会社法第796条の2の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。

#### （2）会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過

##### ①会社法第797条の規定による手続の経過

日本電産は、会社法第797条第3項及び第4項の規定により、株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社である日本電産エレシスの商号及び住所を、2019年12月27日付で電子公告いたしました。なお、本株式交換は、会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、会社法第797条第1項の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。

##### ②会社法第799条の規定による手続の経過

日本電産は、会社法第799条第2項及び第3項の規定により、2019年12月26日付の官報及び2019年12月27日付の電子公告において債権者に対し本株式交換に対する異議申述の公告を行いましたところ、異議申述期限までに会社法第799条第1項に基づき日本電産に対して異議を述べた債権者はおりませんでした。

### 4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法

施行規則第190条第4号)

本株式交換により日本電産に移転した日本電産エレシスの株式の数は3,600株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第190条第5号）

（1）本株式交換は、日本電産については会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、日本電産エレシスについては会社法第784条第1項の規定に基づく略式株式交換の手続によりそれぞれ株主総会の承認を得ることなく行いました。なお、会社法第796条第3項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した日本電産の株主は2名であり、その通知に係る株式の数は合計19,500株でした。

（2）日本電産は、日本電産エレシスの普通株式を有する株主のうち日本電産を除く唯一の株主である日本電産マシナリー株式会社に対して、その保有する日本電産エレシスの普通株式の全部に代えて、金1,560,000,000円を交付しました。

以上